

平成20年5月22日  
日本商工会議所国際部

### 日チリEPA原産地証明書の遡及発給期間について

日チリEPA原産地証明書の遡及発給期間につきましては、運用手続規則(OP)(仮訳)には、「船積後1年以内に輸出者からの申請により」とありますが、同OP原本(英文には「船積後1年以内に」という文言が記載されておられません。

そこで本件につきまして、経済産業省に確認しましたところ、以下の通り回答がございましたのでご連絡申し上げます。

#### **【経済産業省・原産地証明室からの回答】**

先日照会のあった日チリEPA原産地証明書の遡及発給期間の件について、ご指摘のとおり、関係規定集(2007年10月)p177の運用手続規則(規則3 発給(b))の仮訳に誤記がございました。

正しくは原本にある英文のとおりでございます(仮訳「船積後1年以内」は削除)。本件につきましては、例えば日タイ、日マレーシアEPAでは、輸出国側の遡及発給期間として「船積後1年以内」の規定がございますが、日チリEPAには左記に相應する規定がない一方で、同協定第46条第2項に、輸入国側の遡及提出期間として「輸入後1年以内」との規定がございます。

そのため、日チリでは同規定に準じて運用していただきますようお願い申し上げます。

以上により、日チリEPA原産地証明書の遡及発給期間につきましては、“輸入後1年以内”ということが確認されましたので、今後取り扱いにつきましては、ご留意くださいますようお願いいたします。